

4月12日（日）は 北海道知事及び北海道議会議員の選挙の投票日です。

投票方法は次のとおりです。お間違いなく。

4月12日の選挙では、
「**北海道知事選挙**」と「**北海道議会議員選挙**」の2つの選挙を同時に行います。

- 「**北海道知事**」は、桃色の投票用紙に「**候補者の氏名**」を記入して投票してください。
- 「**北海道議会議員**」は、薄い黄色の投票用紙に「**候補者の氏名**」を記入して投票してください。

4月12日(投票日)の投票時間は午前7時から午後8時まで

□ 投票時間は、投票所によって異なる場合がありますので、入場券などによりあらかじめご確認をしてください。

投票日に都合が悪い方は“期日前投票”の活用を

- 期日前投票又は不在者投票ができる期間
北海道知事選挙 3月27日（金）～4月 11日（土）
北海道議会議員選挙 4月 4日（土）～4月 11日（土）
（4月4日以降は、北海道知事と北海道議会議員の期日前投票又は不在者投票が一緒にできます。）
- 投票対象者
仕事、旅行、レジャー、買い物などにより投票日に投票できない方
- 投票時間
朝8:30から 夜8:00まで 投票ができます。
なお、期日前投票所によって、投票時間が異なる場合がありますのでご注意願います。

道内の他市町村から転出入された方の投票方法

□ 12月25日までに転入届出をされた方

北海道知事及び北海道議会議員の選挙は、転入した市町村で、投票日当日の投票又は期日前投票をすることができます。なお、入場券が届かない場合には、選挙人名簿に登録されていない可能性がありますので、お住まいの市区町村選挙管理委員会にお尋ねください。

□ 12月26日以降1月2日までに転入届出をされた方

北海道知事及び北海道議会議員の選挙は、4月4日以降に新住所地の市町村で投票をすることができます。なお、投票日当日に都合の悪い方は、期日前投票をすることができます。（北海道知事選挙については、3月27日から4月3日までの期間も期日前投票又は不在者投票をすることができます）
また、投票する日や投票場所によって投票方法が異なりますので、詳しくは市区町村選挙管理委員会にお尋ねください。

□ 1月3日以降に転入届出をされた方

次のいずれかの方法により投票してください。

①不在者投票

前住所地の市町村選挙管理委員会へ直接または郵便により、投票用紙等を請求し、交付を受けた投票用紙等をお住まいの市町村選挙管理委員会に提示して投票を行う。

（投票期間は期日前投票と同じですが、郵送期間を考慮して早めに請求及び投票を行ってください。）

②期日前投票

前住所地の期日前投票所へ出向いて投票を行う。

③投票日当日の投票

4月12日に前住所地の市町村の投票所へ出向いて投票を行う。

北海道選挙管理委員会事務局十勝支所

（十勝総合振興局地域政策部地域政策課市町村係）

連絡先 内線 2161～2167